

## 平成二十六年分福祉タクシー利用料金と 介護用品購入費用の助成申請を受け付けます

三月二十四日(月)から、平成二十六年度分の助成申請の受付を開始します。それぞれの申請方法は次のとおりです。

### 〔福祉タクシー利用料金の助成〕

助成が受けられるのは、介護が必要な方、または障がいをお持ちの方のうち、次の条件に当てはまる方です。

#### ●介護が必要な方

▼対象 自力で通院や買物などに行きことが困難な要介護・要支援認定者で、介護保険料の滞納がない方▼申請方法 申請書、印鑑、介護保険被保険者証をお持ちの上、役場一階福祉課窓口で申請してください。現在助成を受けられている方には、三月下旬に申請

書をご自宅に郵送します。新たに利用

される方は、福祉課の窓口で申請書を受け取ってください▼問合せ 福祉課

高齢者・介護係 ☎28・0100

#### ●障がいをお持ちの方

▼対象 ①障害者手帳一級〜三級の方、②療育手帳A・B判定の方、③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、

④難病のうち特定疾患治療研究事業の対象疾患に罹患している方、⑤障害者等ケア会議が必要と認められた方▼申請方法

申請書、印鑑、手帳をお持ちの上、役場一階福祉課窓口で申請してください。

①〜③に該当する方には、三月下旬に申請書をご自宅に郵送します。それ以外の方は、福祉課の窓口で申請書を受け取ってください▼問合せ 福祉

課福祉・少子係 ☎28・0912

## 2013年フィリピン台風 救援金を寄付しました

1月14日(火)に豊山中学校生徒会が役場を訪れ、日本赤十字社豊山町分区長である町長へ、2013年フィリピン台風救援金として12,356円を寄付されました。

この救援金は、日本赤十字社愛知県支部を通じて被災地へ送金させていただきます。

▶問合せ 福祉課福祉・少子係(日本赤十字社豊山町分区) ☎28・0912



### 〔家族介護用品購入費用の助成〕

紙おむつなどが必要な要介護者を自宅で介護している方に、介護用品購入費の一部を助成しています。

利用を希望される方は、役場一階福祉課の窓口で申請してください。

▼対象 要介護・要支援認定者を常時在宅で介護している町内在住の方▼申請方法 申請書、印鑑、介護保険被

保険者証をお持ちの上、役場一階福祉課の窓口で申請してください。現在助成を受けられている方には、三月下旬

に申請書をご自宅に郵送します。新たに利用される方は、福祉課の窓口で申請書を受け取ってください▼問合せ

福祉課高齢者・介護係 ☎28・0100

0

### 学用品購入等費用の 助成を行っています

小中学校に通う児童生徒の学用品の

購入や給食、修学旅行など就学のため必要な費用でお困りの方に、その費用の一部を援助します。

援助を受けることができるのは、経済的な理由で就学のための費用が負担できないと認められる場合(町民税非課税世帯など)です。

援助を受けるには、学校教育課に申請が必要です。まずは一度、ご相談ください。

▼問合せ 学校教育課学校教育係 ☎28・2211

### 指定管理者制度導入説明会 質疑応答集を掲載しました

総合福祉センター北館さざんか及び

青山保育園における指定管理者制度導入説明会を一月二十八日(火)・二十九

日(水)に開催しました。質疑応答について、町ホームページに掲載しましたのでご覧ください。また、福祉課の窓

口でも閲覧できます。

▼問合せ 福祉課福祉・少子係 ☎28・0912

### パブリックコメント (町民意見)を募集します

第二次豊山町地域福祉計画案について、広く住民の皆さまのご意見をお聞きするため、パブリックコメントを募集します。

ご意見に対して個別の回答はいたしませんのでご了承ください。また、ご意見は個人情報を除き原則として公表

計画案は、町ホームページに掲載するほか、役場一階情報公開コーナー、福祉課福祉・少子係で閲覧できます。

▼募集期間 三月三日(月)〜三月十七日(月)▼応募先 ①郵送の場合 〒4

80-0292(住所記載不要)福祉課福祉・少子係 ②メールの場合 [shi@town.toyoyama.lg.jp](mailto:shi@town.toyoyama.lg.jp) ③FAXの場

合 ☎28・2870 ▼問合せ 福祉課福祉・少子係 ☎28・0912